

## 《評議員及び役員の報酬等に関する規定》

(目的)

第一条 この規程は社会福祉法人白ゆり会(以下「法人」という)の役員及び評議員(以下「役員等」という。)の報酬について必要な事項を定める。

(役員等の報酬)

第二条 役員等の報酬は、定款の規定に基づき **0** 円とする。

2 この法人内の施設で職員として勤務している役員は、施設の給与規定に従い施設から給与等を受けることができる。

(旅費)

第三条 評議員及び役員の旅費については、旅費規定により支給する。

(経費)

第四条 評議員及び役員の経費については、定款施行細則第二条によりにより支給する。

(改正)

第五条 本規程を改正する必要がある場合には、評議会の議決を経なければならない。但し法令及びこの法人の定款に反しない範囲内の改正でなければならない。

(附 則)

1. この細則は、平成 29 年 9 月 3 日から施行する。